

令和4年5月20日

関係団体 御中

茨城県新型コロナウイルスワクチン大規模接種チーム
茨城県新型コロナウイルスワクチン接種チーム

新型コロナウイルスワクチン接種に係る企業等の単位での団体接種について（依頼）

日頃から茨城県政に対し特段の御理解及び御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

また、皆様には新型コロナウイルス感染症の拡大防止に御協力いただき誠にありがとうございます。

さて、県内の感染状況については、高齢者のワクチンの3回目接種がほぼ完了し、4月中旬から新規感染者数の減少傾向が見られておりますが、学校や保育所などで集団感染が発生し、その親世代の感染も続いていることから、第6波の収束が見通せない状況です。

このような中、県及び市町村では感染拡大防止や重症化予防のため、ワクチン接種を進めており、5月18日時点で全年代での3回目接種率が60%ですが、40代では57%、30代では45%、18歳から29歳では39%と低い状況です。

このため、県といたしましては、改めて県内の企業、団体、大学等の皆様に接種の促進をお願いすることといたしました。

県大規模接種会場では、企業や大学、専門学校等が団体単位で3回目接種を希望される場合、個別に対応させていただきますので、ぜひ御活用ください。

つきましては、貴団体におかれましては、構成員に本内容をお知らせいただくとともに、身近な企業・大学等から従業員や学生の方々へ情報提供していただくことにより、ワクチン接種が進むよう、御理解、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

【企業・団体等相談窓口】

茨城県新型コロナウイルスワクチン大規模接種チーム（まずはメールアドレスまでご連絡ください。）

電話：029-301-5409 メールアドレス：yobo7@pref.ibaraki.lg.jp

（参考）茨城県の大規模接種会場について

会場	茨城県庁 福利厚生棟	牛久運動公園 武道館	産業技術総合 研究所	古河市生涯学習 センター総和	鹿島セントラル ホテル
所在地	水戸市	牛久市	つくば市	古河市	神栖市
接種者数 (1日あたり)	約1,000人	約1,000人	約1,000人	約750人	約750人
接種時間	週3日（水・金・土）10時00分～20時00分				

茨城県大規模接種会場
ホームページ



（問合せ先）

茨城県新型コロナウイルスワクチン大規模接種チーム

電話 029-301-5409

茨城県新型コロナウイルスワクチン接種チーム

電話 029-301-5294

ワクチン接種に関する休暇や労働時間の取扱い

- ワクチン接種に関する休暇や労働時間の取扱いについて、厚生労働省HPで案内している。

※新型コロナウイルスに関するQ&A（企業の方向け）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00007.html

新型コロナウイルスに関するQ&A（企業の方向け）（抜粋）

<ワクチン接種に関する休暇や労働時間の取扱い>

問20 自社に勤める労働者が新型コロナワクチンの接種を安心して受けられるよう、新型コロナワクチン接種や接種後に発熱などの症状が出た場合のために、特別の休暇制度を設けたり、既存の病気休暇や失効年休積立制度を活用できるようにするほか、勤務時間中の中抜けを認め、その時間分就業時刻を後ろ倒しにすることや、ワクチン接種に要した時間も出勤したものとして取り扱うといった対応を考えています。こういった点に留意が必要でしょうか。

職場における感染防止対策の観点からも、労働者の方が安心して新型コロナワクチンの接種を受けられるよう、ワクチンの接種や、接種後に労働者が体調を崩した場合などに活用できる休暇制度等を設けていただくなどの対応は望ましいものです。

また、①ワクチン接種や、接種後に副反応が発生した場合の療養などの場面に活用できる休暇制度を新設することや、既存の病気休暇や失効年休積立制度（失効した年次有給休暇を積み立てて、病気で療養する場合等に使えるようにする制度）等をこれらの場面にも活用できるよう見直すこと、②特段のペナルティなく労働者の中抜け（ワクチン接種の時間につき、労務から離れることを認め、その分就業時刻の繰り下げを行うこと）や出勤みなし（ワクチン接種の時間につき、労務から離れたことを認めた上で、その時間は通常どおり労働したものと取り扱うこと）を認めることなどは、労働者が任意に利用できるものである限り、ワクチン接種を受けやすい環境の整備に適うものであり、一般的には、労働者にとって不利益なものではなく、合理的であると考えられることから、就業規則の変更を伴う場合であっても、変更後の就業規則を周知することで効力が発生するものと考えられます。

こうした対応に当たっては、新型コロナワクチンの接種を希望する労働者にとって活用しやすいものになるよう、労働者の希望や意向も踏まえて御検討いただくことが重要です。

- 上記問20のほか、ワクチン接種の対象年齢の子どもを持つ労働者の休暇や労働時間の取扱い（問21）、新型コロナウイルス罹患時を例とした年次有給休暇取得の扱い（問9）、アルバイト・パートタイム労働者等への年次有給休暇等の扱い（問10）などのQ&Aが用意されている。